

那覇市公報

第1463号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則（人事課）
..... 539

◇告 示

- 平成 19 年（2007 年）8 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課） 540
- 市道路線の供用開始に関する告示（道路管理室） 541
- 歩行者専用道路の指定に関する告示（道路管理室） 546
- 市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理室） 548
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 550
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 550
- 平成 19 年（2007 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課） 550
- 那覇市国際親善名誉市民の顕彰について（秘書広報課） 551
- 那覇市国際親善名誉市民の顕彰について（秘書広報課） 552

◇公 告

- 住民票の職権消除の公示について（市民課） 552
- 石嶺宅地開発建築協定の認可及び縦覧について（建築指導課） 553

◇上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 553

○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	554
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて……………	555

◇病院管理規程

○那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程……	556
-------------------------------------	-----

規 則

那覇市規則第41号

平成19年 8 月15日

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用候補者名簿) 第3条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる臨時職員については、当該各号に定める者が臨時職員任用候補者名簿を作成するものとする。 (1) 保育所又は療育センターで勤務する臨時職員 <u>こども課長</u> (2) 〔略〕 5 〔略〕 (任用手続) 第4条 課の長(以下「所属長」という。)は、臨時職員を任用しようとするときは、任用予定日の10日前までに臨時職員任用申請書を人事課長(保育所にあつては<u>こども課長</u>)に提出しなければならない。 2 〔略〕	(任用候補者名簿) 第3条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 〔略〕 (1) 保育所又は療育センターで勤務する臨時職員 <u>こどもみらい課長</u> (2) 〔略〕 5 〔略〕 (任用手続) 第4条 課の長(以下「所属長」という。)は、臨時職員を任用しようとするときは、任用予定日の10日前までに臨時職員任用申請書を人事課長(保育所にあつては<u>こどもみらい課長</u>)に提出しなければならない。 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第70号

平成19年7月25日

掲 示 済

平成19年（2007年）8月那覇市議会臨時会の招集について

平成19年（2007年）8月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成19年8月6日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市国際親善名誉市民の選定の同意を求めることについて
 - (2) 那覇市国際親善名誉市民の選定の同意を求めることについて
 - (3) 専決処分の報告について（平成19年度市営住宅明渡等請求訴訟提起）

那覇市告示第 7 2 号
平成 1 9 年 8 月 1 日
掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のように供用開始をする。

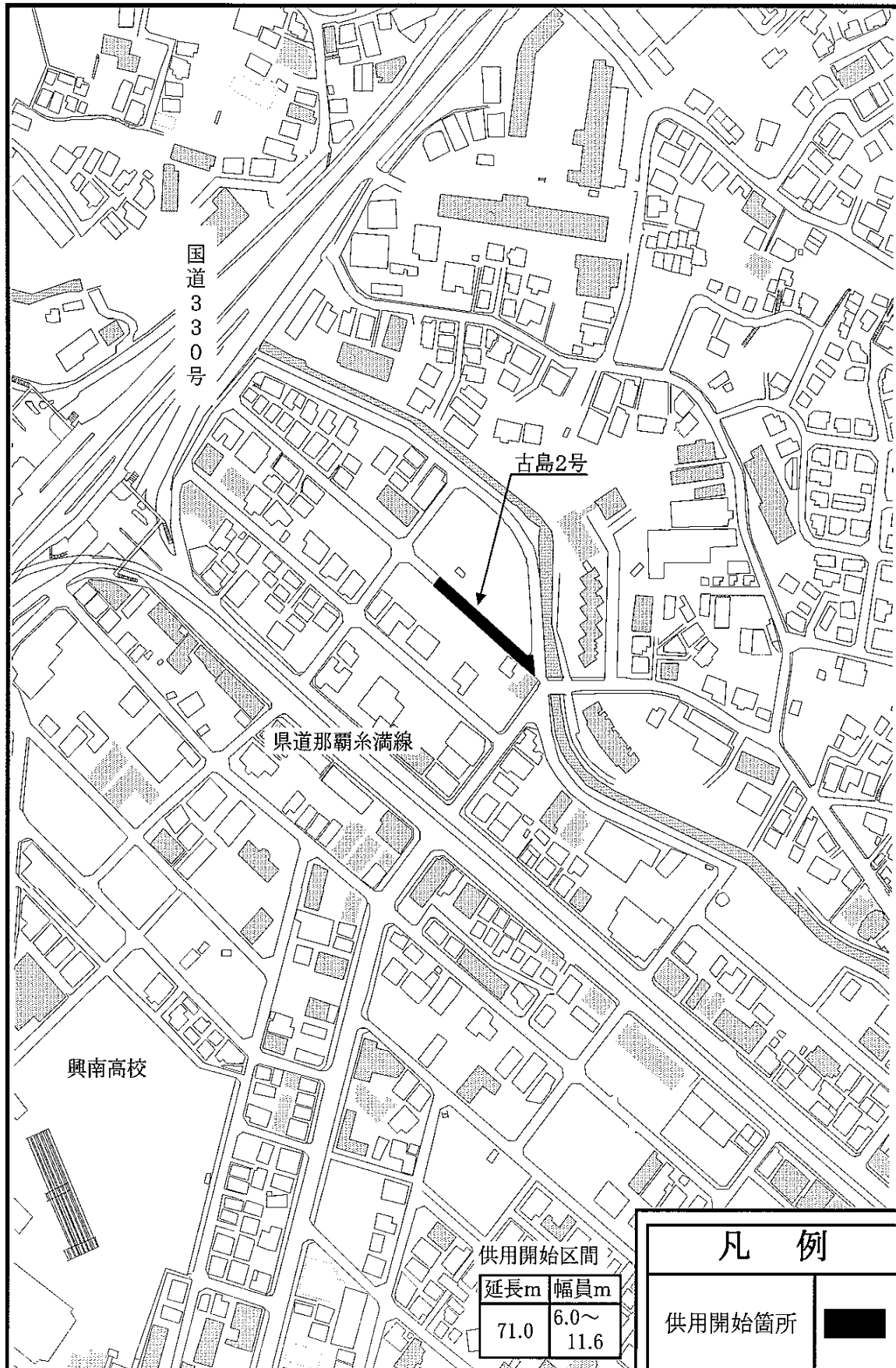
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
199	古島 2 号	古島 1 丁目 28 番 3 古島 1 丁目 29 番 1	告示の日
229	古島 32 号	松島 2 丁目 5 番 1 松島 2 丁目 6 番 11	告示の日
255	末吉 11 号	首里末吉町 3 丁目 6 番 3 首里石嶺町 2 丁目 6 番 5	告示の日
258	末吉 14 号	首里末吉町 4 丁目 4 番 4 首里末吉町 4 丁目 100 番 5	告示の日

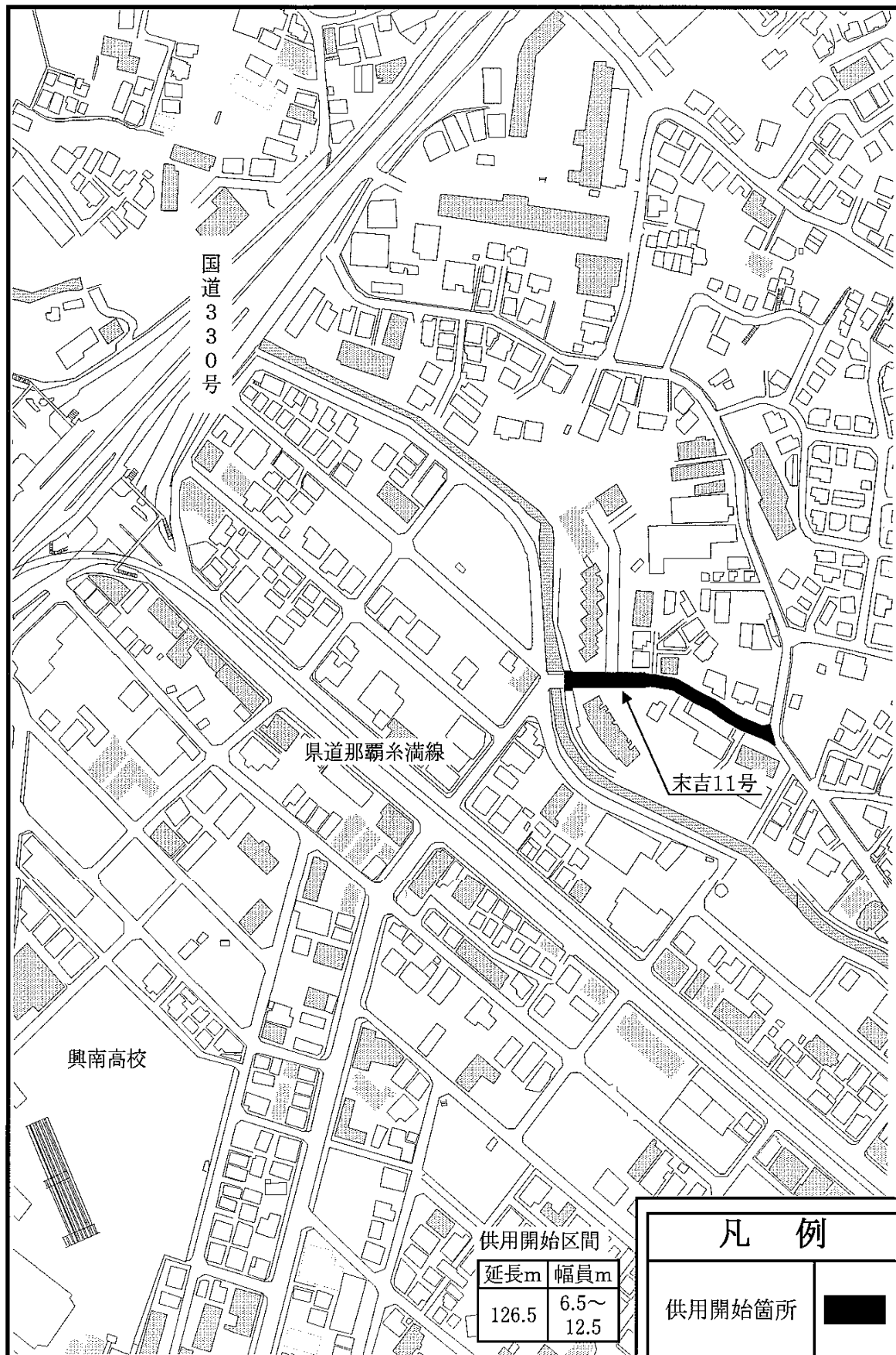
市道路線の供用開始位置図(参考図)



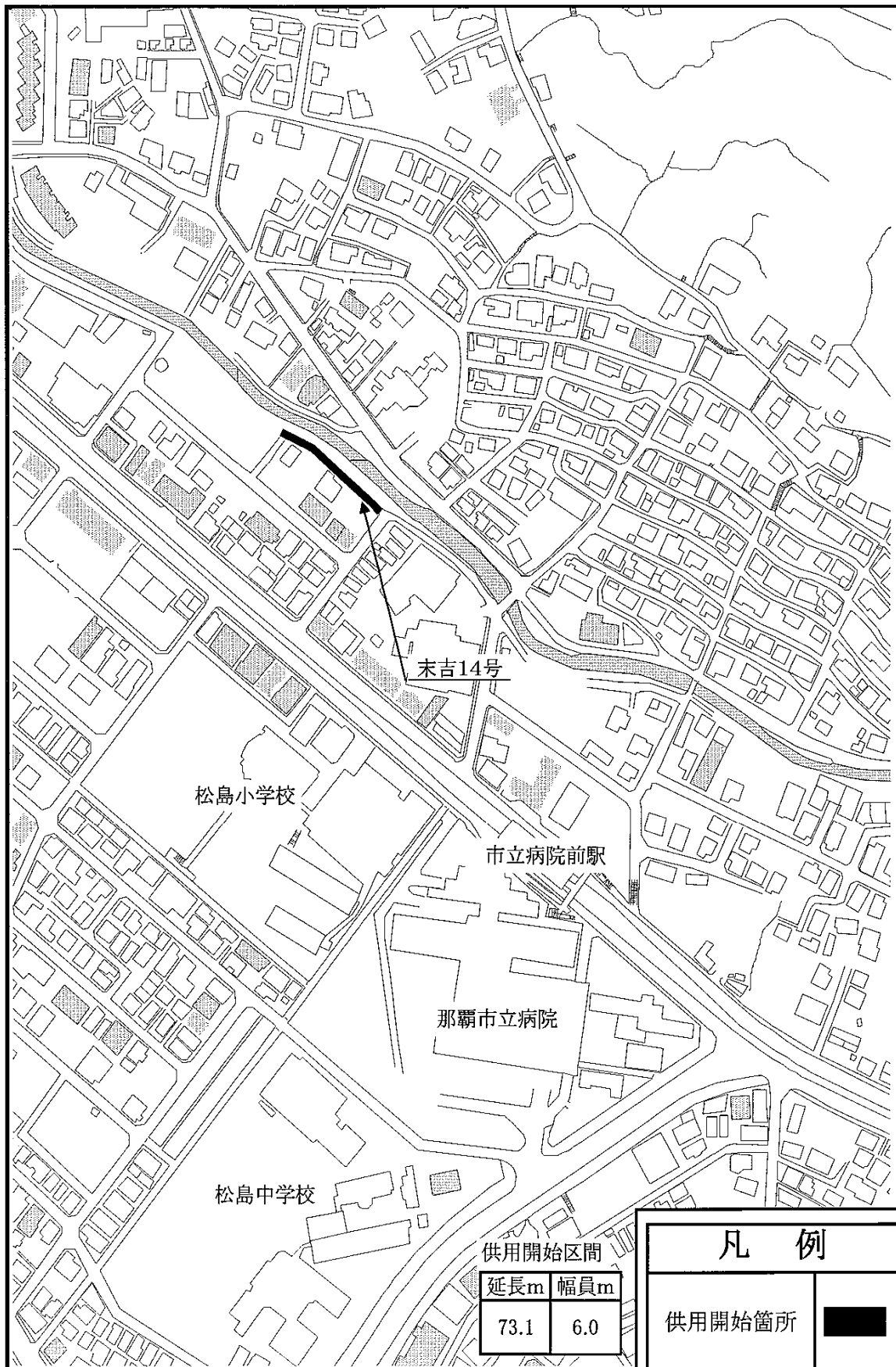
市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 7 3 号
平成 1 9 年 8 月 1 日
掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 8 条の 1 3 第 3 項の規定に基づき、本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

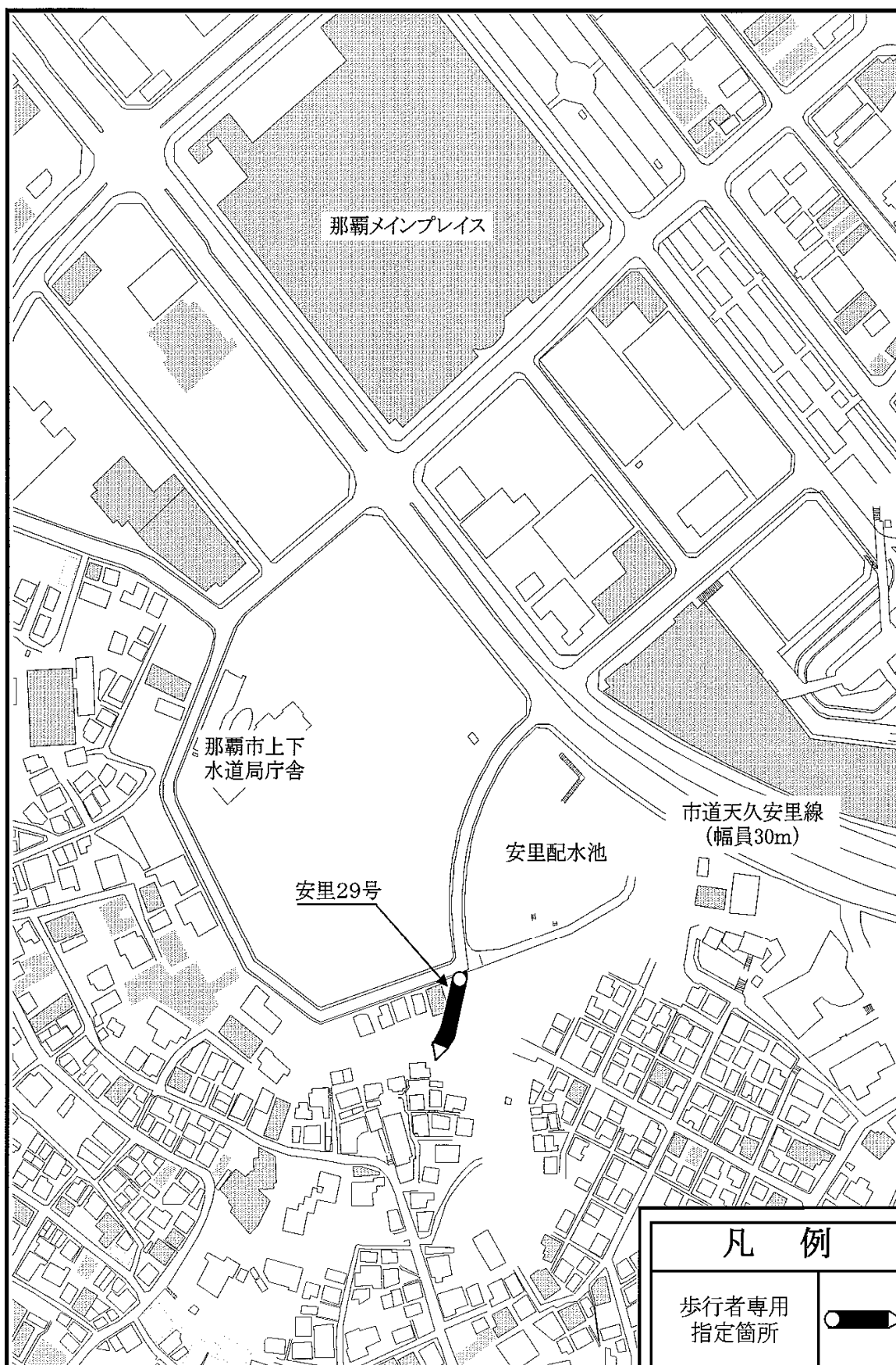
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
1984	安里 29 号	おもろまち 1 丁目 5 番 2 おもろまち 1 丁目 5 番 1

歩行者専用道路指定位置図(参考図)



那覇市告示第 7 4 号

平成 1 9 年 8 月 1 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
1984	安里 29 号	おもろまち 1 丁目 5 番 2 おもろまち 1 丁目 5 番 1	42.4	6.0	

市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 7 5 号
平成 1 9 年 8 月 1 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志
(別紙省略)

那覇市告示第 7 6 号
平成 1 9 年 8 月 1 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志
(別紙省略)

那覇市告示第 7 7 号
平成 1 9 年 8 月 3 日
掲 示 済

平成 19 年（2007 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 19 年（2007 年）8 月那覇市議会臨時会（8 月 6 日開議）の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

- 1 新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査報告
- 2 新庁舎建設に関する要請決議
- 3 委員会の採択陳情
那覇市役所本庁舎の建設位置について
- 4 委員会への付託陳情
 - (1) 森林から流出する土砂崩れ対策について
 - (2) 県産品の優先使用について
 - (3) 那覇市教育委員会学校教育課長に対する審議処分を求めることについて
 - (4) 沖縄電力株式会社及び同那覇支店に対する審議処分を求めることについて
 - (5) 那覇市市民文化部市民活動課に対する審議処分を求めることについて
 - (6) 妊婦健康診査の公費負担による受診回数と料金設定について
 - (7) 那覇市役所総務部人事課に対する審議処分を求めることについて

那覇市告示第 8 3 号

平成 1 9 年 8 月 1 5 日

那覇市国際親善名誉市民の顕彰について

那覇市名誉市民条例第 8 条に基づき、次の者を那覇市国際親善名誉市民として顕彰したので、ここに同条例第 4 条の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 1 0 号

氏 名	テルシオ・アウグスト・ガルシア・ジュニオル
生 年 月 日	1962 年 9 月 9 日
現 住 所	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンビセンテ市

〔事 績〕 サンビセンテ市長として那覇・サンビセンテ両市の友好親善の促進に尽力した。

那覇市告示第 8 4 号

平成 1 9 年 8 月 1 5 日

那覇市国際親善名誉市民の顕彰について

那覇市名誉市民条例第 8 条に基づき、次の者を那覇市国際親善名誉市民として顕彰したので、ここに同条例第 4 条の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 1 1 号

氏 名	ジルベルト・ドミンゴス・ハンボン
生 年 月 日	1962 年 5 月 15 日
現 住 所	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンビセンテ市

〔事 績〕 サンビセンテ市議会議長として那覇・サンビセンテ両市の友好親善の促進に尽力した。

公 告

那覇市公告第 6 1 号

平成 1 9 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

那覇市公告第 6 3 号

平成 1 9 年 7 月 3 1 日

掲 示 済

石嶺宅地開発建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 7 3 条第 1 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 認可番号
第 1 号
- 2 認可年月日
平成 1 9 年 7 月 3 1 日
- 3 建築協定の名称
石嶺宅地開発建築協定
- 4 建築協定区域の地名地番
那覇市首里石嶺町 4 丁目 360-11 地 19 他
- 5 縦覧場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘刈 2 - 3 - 1 新都心銘刈庁舎 5 F
T E L （直）0 9 8 - 9 5 1 - 3 2 4 4

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 0 号

平 成 1 9 年 8 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定（登録）番号 第 403 号
指定工事店名 株式会社 沖縄エンジニア
営業所所在地 宜野湾市野嵩2丁目1番1号
代表者名 仲本 賢一郎
有効期間 自 平成19年5月29日
至 平成24年3月31日

指定（登録）番号 第 404 号
指定工事店名 有限会社 當山工業
営業所所在地 浦添市城間4丁目17番3号
代表者名 當山 悟
有効期間 自 平成19年6月25日
至 平成24年3月31日

那覇市上下水道局告示第11号
平成19年8月1日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

指定（登録）番号 第 120 号
指定工事店名 株式会社 和高建設工業
営業所所在地 那覇市首里石嶺町1丁目141番地26
代表者名 新垣 宏
指定の有効期間 平成18年4月 1日
平成23年3月31日
異動年月日 平成19年7月 3日
異動事由 住所の変更

指定（登録）番号 第 303 号
指定工事店名 株式会社 琉球冷機
営業所所在地 那覇字銘苅293番地1
代表者名 仲村 とも子

指定の有効期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 1 9 年 7 月 1 1 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 1 2 号
平 成 1 9 年 8 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、別紙指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

指定（登録）番号	第 1 9 5 号
指定工事店名	有限会社 崎浜水道設備
営業所所在地	那覇市字大道 1 6 9 番地
代表者名	崎濱 秀信
取消し日	平成 1 9 年 7 月 2 日
取消し理由	廃業の為

病院管理規程

那覇市病院管理規程第 18 号
平 成 1 9 年 7 月 3 0 日
公 布 済

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																																																					
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)																																																					
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>日額</th></tr><tr><td rowspan="4">臨床検査技師</td><td>甲</td><td>[略]</td></tr><tr><td>乙</td><td>[略]</td></tr><tr><td>丙</td><td>[略]</td></tr><tr><td>丁</td><td>[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">視能訓練士</td><td>甲</td><td>[略]</td></tr><tr><td>乙</td><td>[略]</td></tr><tr><td>丙</td><td>[略]</td></tr><tr><td>丁</td><td>[略]</td></tr></table>			区分		日額	臨床検査技師	甲	[略]	乙	[略]	丙	[略]	丁	[略]	視能訓練士	甲	[略]	乙	[略]	丙	[略]	丁	[略]	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>日額</th></tr><tr><td rowspan="4">臨床検査技師</td><td>甲</td><td>[略]</td></tr><tr><td>乙</td><td>[略]</td></tr><tr><td>丙</td><td>[略]</td></tr><tr><td>丁</td><td>[略]</td></tr><tr><td rowspan="4"><u>臨床工学技士</u></td><td><u>甲</u></td><td><u>8,340円</u></td></tr><tr><td><u>乙</u></td><td><u>9,070円</u></td></tr><tr><td><u>丙</u></td><td><u>9,370円</u></td></tr><tr><td><u>丁</u></td><td><u>9,660円</u></td></tr><tr><td rowspan="4">視能訓練士</td><td>甲</td><td>[略]</td></tr><tr><td>乙</td><td>[略]</td></tr><tr><td>丙</td><td>[略]</td></tr><tr><td>丁</td><td>[略]</td></tr></table>			区分		日額	臨床検査技師	甲	[略]	乙	[略]	丙	[略]	丁	[略]	<u>臨床工学技士</u>	<u>甲</u>	<u>8,340円</u>	<u>乙</u>	<u>9,070円</u>	<u>丙</u>	<u>9,370円</u>	<u>丁</u>	<u>9,660円</u>	視能訓練士	甲	[略]	乙	[略]	丙	[略]	丁	[略]
区分		日額																																																						
臨床検査技師	甲	[略]																																																						
	乙	[略]																																																						
	丙	[略]																																																						
	丁	[略]																																																						
視能訓練士	甲	[略]																																																						
	乙	[略]																																																						
	丙	[略]																																																						
	丁	[略]																																																						
区分		日額																																																						
臨床検査技師	甲	[略]																																																						
	乙	[略]																																																						
	丙	[略]																																																						
	丁	[略]																																																						
<u>臨床工学技士</u>	<u>甲</u>	<u>8,340円</u>																																																						
	<u>乙</u>	<u>9,070円</u>																																																						
	<u>丙</u>	<u>9,370円</u>																																																						
	<u>丁</u>	<u>9,660円</u>																																																						
視能訓練士	甲	[略]																																																						
	乙	[略]																																																						
	丙	[略]																																																						
	丁	[略]																																																						
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び改正前部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。																																																								

付 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。